

ADR（裁判外紛争解決手続）について

平成 19 年 5 月 28 日

内閣府 国民生活局

目次

○ ADR (Alternative Dispute Resolution) : 裁判外紛争処理	1
○ 民事訴訟手続とADRとの比較	2
○ ADRの分類 (例)	3
○ 主なADR (裁判外紛争処理) 機関	4
○ ADR関連の制度整備の現況	6

ADR (Alternative Dispute Resolution) : 裁判外紛争処理

判決などの裁判によらない紛争解決方法を指し、民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁及び行政機関や民間機関による和解、あっせんなどを意味する。このうち、(民事)調停や訴訟上の和解は、民事訴訟手続に付随する手続として裁判所において行われるが、紛争解決の作用面に着目して、ADRに分類されることが多い。

裁判による解決が法を基準として行われるのと比較すると、ADRは、必ずしも法に拘束されず、紛争の実情に即し、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。

「法律学小辞典 (有斐閣)」より

○ 仲裁

当事者双方が紛争の解決を第三者に委ね、その判断に従うことによって争いを解決することをいう。両当事者とその旨の合意(仲裁契約)をすれば、司法裁判所に出訴する権利を失うことになる。

○ 調停

紛争を解決するため、第三者が当事者間を仲介し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の処理を図ることをいう。当事者による自主的解決に比重の置かれる「あっせん」に比べると、調停機関が積極的に当事者間に介入し、紛争解決の実質的内容についてもイニシアティブをとってリードしていく。

○ あっせん (斡旋)

紛争の当事者間の交渉が円滑にいくように、その間に入って仲介する行為の一切をいう。「調停」と比較すると、「あっせん」は、当事者間による自主的解決の援助、促進を主眼とするもので、当事者の自主性に比重が置かれているという点に差がある。

「公害紛争処理法解説 (一粒社)」より

(司法制度改革推進本部「ADR検討会」第1回配布資料より)

民事訴訟手続とADRとの比較

	民事訴訟手続	A D R
手続を主宰する構成員	裁判官に限定	裁判官に限定されない (→各分野の専門家の活用が可能)
手続の公開	公開	非公開 (→プライバシーや営業・技術の秘密に関わる紛争を非公開の手続により解決可能)
紛争の解決基準	実体法 (→和解による解決以外は、法律上の権利義務の存否の確認、義務履行の命令に限られる)	実体法にとられない (→実体法以外の条理にかなった解決基準を採用し、紛争の実情に即した解決が可能)
事実の存否に対する判断	事実の存否を一義的に確定する必要 (→和解による解決以外では、心証が灰色であるときにも、証明責任によってその存否を確定)	必ずしも事実の存否を一義的に確定する必要はない (→心証の度合いに応じた柔軟な解決が可能)
利害関係人の参加	(判断の対象が当事者間の権利関係に限定されるため) 和解によらない限り、当事者間のみの紛争を解決	(判断の対象が当事者の権利関係に限定されないため) 利害関係を持つ者を広く参加させることにより、紛争の全体的解決が可能
相手方の応答義務	応訴の負担を負う (→被告が応訴しない場合にも強制力を有する)	応答義務はない (→当事者間の契約上、紛争が生じた場合にはADRによる紛争解決に応じる旨をあらかじめ定めておくことが考えられる)
解決結果の履行確保	確定判決は債務名義(※1)となる (→債務名義に基づいて強制執行が可能)	解決結果は原則として債務名義とはならない(※2) (→債務の履行を確保するためには、解決結果に基づいて公正証書を作成しておく等の措置が考えられる)
手続に必要な費用	(法律専門家による十分な主張・立証活動や専門家による鑑定が必要な場合があり) 申立費用の他に弁護士費用や鑑定費用が必要(※3)	(法律専門家に頼らずに、当事者自らの手で紛争を解決しうするため) 原則として弁護士費用や鑑定費用は不要

※1 債務名義とは、国の強制力によって執行されるべき請求権の存在及び範囲を表示し、かつ、法律により執行力を付与された公正の文書である。

※2 債務名義とは、国の強制力によって執行されるべき請求権の存在及び範囲を表示し、かつ、法律により執行力を付与された公正の文書である。民事調停手続における調停調書は、債務名義としての効力を有する。また、仲裁手続における仲裁判断についても債務名義としての効力を有するが、仲裁判断に基づいて強制執行を行うためには、その仲裁判断に基づく強制執行を許可することを宣言した執行決定を得なければならない。

※3 新民事訴訟法(平成10年施行)により新設された簡裁の少額訴訟制度では、60万円以下の少額な請求は、弁護士に頼らず、容易に当事者自らの手で訴訟を行うことができる。

(参考文献) 小島武司・伊藤真編「裁判外紛争処理法」有斐閣

(司法制度改革推進本部「ADR検討会」第1回配布資料を一部修正)

ADRの分類（例）

<手続構造に着目した分類>

調整型

紛争の解決を図るため、当事者間の合意を調達しようとするもの

（例）民事調停

裁判上の和解

調停・あっせん 等

裁断型

あらかじめ第三者の審理・判断に従うという一般的合意の下に手続を開始させるもの

（例）裁定

仲裁 等

<設営機関に着目した分類>

司法型

裁判所内で行われるもの

（例）民事調停・家事調停

裁判上の和解

行政型

独立の行政委員会や行政機関等が行うもの

（例）公害等調整委員会

建設工事紛争審査会

（中央・地方）

国民生活センター 等

民間型

民間組織や弁護士会、業界団体等が運営するもの

（例）国際商事仲裁協会

弁護士会仲裁センター

各種PLセンター 等

（司法制度改革推進本部「ADR検討会」第1回配布資料より）

主な ADR（裁判外紛争処理）機関

（順不同）

司 法 型

- ・民事調停
- ・家事調停

行 政 型

- ・公害等調整委員会
- ・中央労働委員会
- ・船員労働委員会
- ・中央建設工事紛争審査会
- ・公正取引委員会
- ・人事院
- ・特許庁
- ・海難審判庁
- ・電波監理審議会
- ・国税不服審判所
- ・証券取引等監視委員会
- ・総務省管区行政監察局（例：関東管区行政監察局）
- ・法務局人権擁護部（例：東京法務局人権擁護部）
- ・国民生活センター（消費者苦情処理専門委員会）
- ・公害審査会（例：東京都公害審査会）
- ・地方労働委員会（例：東京都地方労働委員会）
- ・人事委員会（例：東京都人事委員会）
- ・建設工事紛争審査会（例：東京都建設工事紛争審査会）
- ・東京都都市計画局建設指導部建築紛争調停委員会及び建築紛争調整室
- ・収用委員会（例：東京都収用委員会）
- ・開発審査会（例：東京都開発審査会）
- ・消費生活センター等（例：東京都消費生活総合センター）
- ・消費者被害救済委員会（例：東京都消費者被害救済委員会）
- ・苦情処理委員会等（例：都道府県、政令市の苦情処理委員会等）

民 間 型

- ・(社)国際商事仲裁協会
- ・(社)日本海運集会所
- ・(財)交通事故紛争処理センター
- ・(財)日本クレジットカウンセリング協会
- ・(財)不動産適正取引推進機構
- ・医薬品 P L センター
- ・化学製品 P L 相談センター
- ・ガス石油機器 P L センター
- ・家電製品 P L センター
- ・(財)自動車製造物責任相談センター
- ・住宅部品 P L センター
- ・消費生活用製品 P L センター

- ・生活用品P Lセンター
- ・清涼飲料相談センター
- ・日本化粧品工業連合会P L相談室
- ・防災製品P Lセンター
- ・(社)日本訪問販売協会
- ・(社)東京都貸金業協会
- ・(社)東京銀行協会東京手形交換所不渡手形専門委員会
- ・東京穀物商品取引所紛議調停委員会
- ・(社)日本証券業協会
- ・クリーニング賠償問題協議会
- ・東京都歯科医師会医事処理部委員会
- ・(社)東京都宅地建物取引業協会不動産相談所
- ・(財)不動産適正取引推進機構
- ・(社)日本広告審査機構

- ・第二東京弁護士会仲裁センター
- ・大阪弁護士会総合法律相談センター
- ・新潟県弁護士会示談斡旋センター
- ・東京弁護士会あっせん・仲裁センター
- ・広島弁護士会仲裁センター
- ・横浜弁護士会あっせん・仲裁センター
- ・第一東京弁護士会仲裁センター
- ・埼玉弁護士会示談あっせんセンター
- ・岡山仲裁センター
- ・名古屋弁護士会あっせん・仲裁センター
- ・(財)日弁連交通事故相談センター
- ・日本知的財産仲裁センター
- ・紛議調停委員会（例：東京弁護士会紛議調停委員会）

（主要参考文献）

小島武司・伊藤眞編（1998）「裁判外紛争処理法」

判例タイムズ臨時増刊No. 728（1990）「裁判外紛争処理機関の現状と展望」

「消費者契約法（仮称）の制定に向けて」（国民生活審議会消費者政策部会報告）（1999）

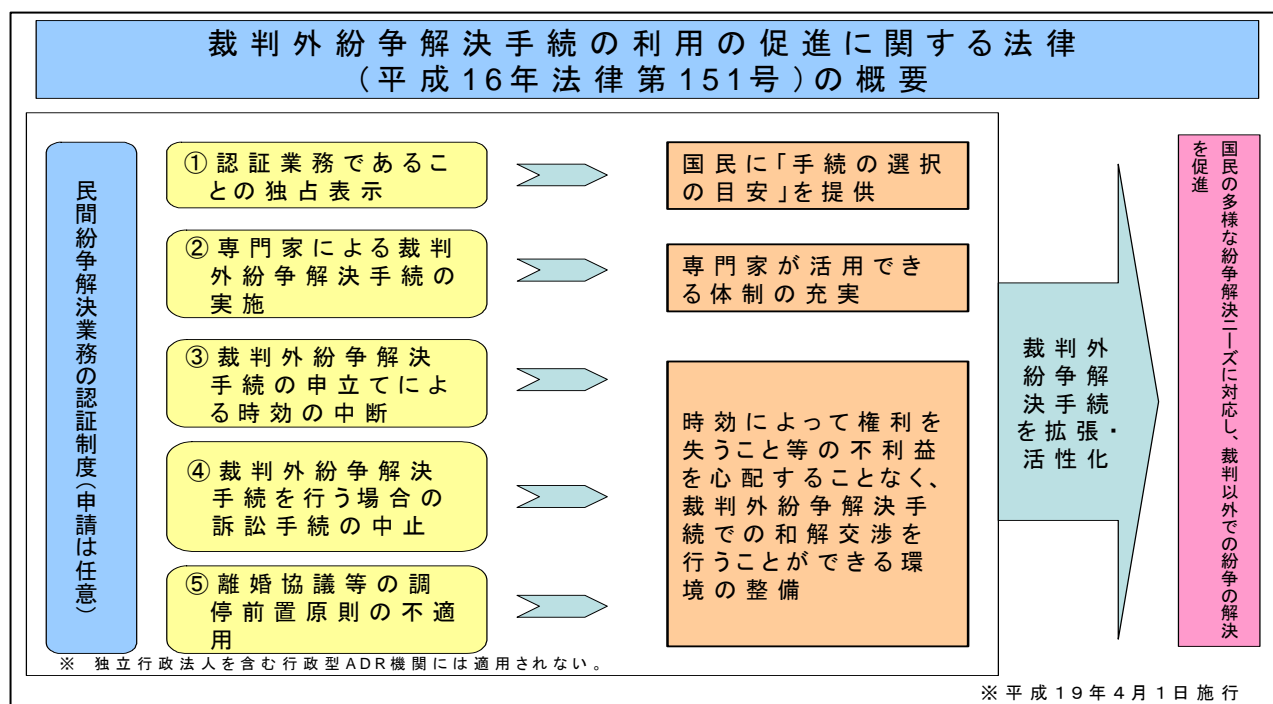
国際仲裁研究会「国際仲裁研究会報告書」（1999） など

（司法制度改革推進本部「ADR検討会」第1回配布資料より）

ADR関連の制度整備の現況

【民間型ADR】

「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」が平成16年に制定され、本年4月1日から施行。



【行政型ADR (時効中断効があるものの例)】

機関名	根拠法	対象事案	紛争処理方法
公害等調整委員会・都道府県公害審査会	公害等調整委員会設置法(昭和47年法律第52号)・ 公害紛争処理法(昭和45年法律第108号) (裁定手続は昭和47年改正で追加)	公害に係る紛争	あっせん・調停・仲裁・裁定
建設工事紛争審査会	建設業法(昭和24年法律第100号) (紛争処理については昭和31年改正で追加)	建設工事の請負契約に関する紛争	あっせん・調停・仲裁
紛争調整委員会	個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)	労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争	あっせん